

## 平成29年第9回登別市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 平成29年9月28日(木) 14時00分から14時30分
- 2 開催場所 アーニス2階 登別市観光経済部事務室内 農業委員会室
- 3 出席委員(8人)

会長	9番	井野	知弘
会長職務代理者	3番	逢坂	裕明
委員	1番	赤樫	治
	2番	相良	欣一
	5番	三原	一英
	6番	吉鷹	敬貴
	7番	山下	篤
	8番	古町	綾
- 4 欠席委員(1人) 4番 近井 一夫
- 5 議事日程
  - 第1 議事録署名委員の選任及び会議書記の指名
  - 第2 議案第19号 農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地区域の変更について
  - 第3 議案第20号 農地法第4条第1項の規定に基づく許可申請について
  - 第4 議案第21号 農地法第6条の規定に基づく農地所有適格化法人の定期報告について
  - 第5 議案第22号 農地パトロール調査特別委員会の設置について
- 6 農業委員会事務局職員

総括主幹	西本	利博
業務主幹	佐々木	鉄雄
主査	打田	知之
担当員	秋山	基希

## 7 会議の概要

西本総括主幹 ただ今から、平成29年第9回総会を開会いたします。

本日は、4番近井委員から欠席の旨通知がありましたので、ご報告いたします。

出席委員は9名中8名でありますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、総会は成立しております。

それでは、登別市農業委員会会議規則第3条の規定により、議長は会長が務めることになっておりますので、これより以後の議事の進行は井野会長にお願いいたします。

議長 これより議事に入ります。

まず、日程第1「議事録署名委員の選任及び会議書記の指名」を行います。

登別市農業委員会会議規則第9条第1項に規定する議事録署名委員ですが、私から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長 それでは、議事録署名委員は、1番赤樫委員、8番古町委員にお願いいたします。

なお、本日の会議書記には、事務局職員の佐々木業務主幹を指名いたします。

以上で、日程第1を終わります。

次に、日程第2 議案第19号「農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地区域の変更について」と日程第3 議案第20号「農地法第4条第1項の規定に基づく許可申請について」につきましては、願出者が■■■■さんでありますので、一括して議題といたします。

また、本件につきましては、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当しますので、■■■■委員には退席をお願いします。

ここで、暫時休憩します。

(■■■■委員退席する。)

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。  
事務局より説明願います。

西本総括主幹 議案第19号から議案第20号についてご説明いたします。

議案第19号についてですが、議案書1ページに記載しており、申請した土地は、農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地区域に指定されております。

申請者は、[REDACTED]、[REDACTED]さんで、土地の所有者も同じです。

議案書に記載のとおり、畜舎の建設を行うためその一部を農業用施設用地に変更することについて登別市長より意見を求められておりますので、ご審議をいただくものであります。

続いて議案第20号について、ご説明いたします。

本件は、農地法第4条の規定による許可申請がありましたので、審議を求めるものでございます。議案書の6ページをご覧ください。

申請者は、[REDACTED]、[REDACTED]さんで、土地の所有者も同じです。

申請する土地の所在・地番は、所在が登別市札内町、地番は56番地及び57番地、地目は、公簿、現況ともに畑で、面積は1,080㎡です。

申請理由は畜舎の建設のためで、転用計画は永久転用でございます。7ページから8ページに資料を添付してございますので、ご参照願います。

以上です。

議長 ただ今、議案第19号から議案第20号まで一括して事務局から説明がありましたので、ご質疑を受けたいと思います。  
何か、ございませんか。

(「無し」の声あり。)

議長 よろしいですか。  
それでは、議案第19号から議案第20号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第19号から議案第20号については原案のとおり決定いたしました。  
ここで、暫時休憩します。

( 委員が戻る。議長から 委員に議案第19号から議案第20号について、原案のとおり決定された旨を伝える。)

次に、日程番号第4 議案第21号「農地法第6条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告について」を議題といたします。  
事務局から説明願います。

西本総括主幹 議案第21号「農地法第6条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告について」、審議の上、意見を求めるものであります。  
議案書の9ページをご覧ください。  
本案件につきましては、農地法第6条に基づき、8件の農地所有適格法人から定期報告がございました。  
いずれも、法人形態要件、事業要件、構成員要件、業務執行役員要件を満たしていることをご報告いたします。  
以上です。

議 長 ただ今、議案第21号について、事務局から説明がありましたので、ご質疑を受けたいと思います。  
何か、ございませんか。  
(「無し」の声あり。)

議 長 よろしいですか。  
それでは、採決いたします。  
議案第21号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第21号は、原案のとおり決定いたします。

次に、日程番号第5 議案第22号「農地パトロール調査特別委員会の設置について」を議題と致します。

本案については、「平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画」に基づき行うもので、実施にあたっては、「登別市農業委員会農地パトロール（利用状況調査）実施要領」第4条により、農業委員会総会において選任された調査特別委員会の委員3名と農業委員会事務局職員が「農地パトロール調査特別委員会」を開催し、趣旨や実施方法等についての意思統一を図って実施することになっております。

委員をどなたにするか、お諮りいたします。

（「事務局一任」の声あり。）

議 長 事務局一任という声がありましたので、事務局案を発表してください。

西本総括主幹 それでは、事務局案を申し上げます。

1番 赤樫委員、2番 相良委員、3番 逢坂委員の3名の方をお願い致します。

議 長 調査特別委員会委員には、赤樫委員、相良委員、逢坂委員の3名と  
いうことですが、いかがでしょうか。  
（「異議なし」の声あり。）

議 長 異議ないようですので、3名の方に調査特別委員会の委員をお願い  
いたします。

なお、農地パトロールの調査結果につきましては、総会において報告されておりますが、各委員におかれましては、それぞれの地域において遊休農地が発生しないよう監視活動を行っていただきますとともに、このような事例を発見した場合には、事務局までご連絡くださるようご協力をお願い致します。

以上で、本日の総会において提案されました付議案件の審議につきましては、すべて終了いたしました。

これをもちまして、平成29年第9回農業委員会総会を閉会いたします。